

特記仕様書

(共 通)

1. この特記仕様書は、菊池市が発注する下記工事に適用する。

- 1) 工事番号 令5水工第13号
- 2) 工事名 令和5年度 亘第1水源地整備工事
- 3) 工事箇所 菊池市亘 地内(亘第1水源地内)
- 4) 工事監督 水道課 業務係 (総括監督員) 岩本 敏 (主任監督員) 村上 祐也

2. 本工事における遵守事項について

本工事に関しては、関係する諸法規・規格、及び別紙の特記仕様書に準拠して施工されたものでなければならぬ。

また当該整備においては水道施設設計指針(2012 社団法人 日本水道協会)に基づき施工すること。

工事図書及び特記仕様書に明示されていない事項及び質疑を生じた事項については、監督員の指示を受けなければならない。

なお、本工事は令和4年度に菊池市水道局が実施した亘第1水源地 井戸更正工事の結果に基づき実施するものとし、当該工事における成果品及び内容を十分に把握したうえで施工するものとする。

3. 一般事項

工事に先立ち、施工計画書等を監督員に提出し、井戸仕上げ工は水道施設基準及びさく井協会施工指針に基づき施工すること。

4. 採水層の選定

採水層は昭和54年度施工時に揚水試験工を実施した箇所を実施するものとするが、状況に応じて、採水層を変更するものとする。

採水層を変更する場合は、担当監督員と協議のうえ、位置の決定を行うものとする。

5. 水質検査

揚水試験実施時に採水し、必要に応じて官立試験所において検査を実施し、監督員に検査成績書を提出すること。

6. 建設発生土

この工事で発生する建設発生土の処理については、下記によること。

なお、建設発生土の搬出及び利用の基本事項については、「建設発生土の利用と処理指針」による。

7. 建設副産物(建設発生土を除く)について

この工事で発生する建設副産物(建設発生土を除く)の処理については、「建設副産物対策計画書」の場所に搬出することとし、適切に処理すること。

なお、処理の基本事項については、「建設副産物の再生利用指針」による。

- (1) 受入場所 : 原則として管内の再資源化施設とする。
- (2) 仮置き等 : 必要な場合は法律に違反しないように適切に処理すること。
- (3) 搬出調査等 : 施工に先立ち別紙「建設廃棄物処理実施計画書」を、竣工時に別紙「建設系廃棄物処理実績集計表」を提出すること。
上記によりがたい場合は、監督員と協議するものである。

8. 伐採材（草・竹木・根株）に処理について

建設工事により発生する伐採材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、産業廃棄物であるため、その処理は適正に行うこと。また、適用にあたっては「伐採材、伐根材等の取り扱い（通知）」（平成 11 年 12 月 6 日付け土検第 929 号）によること。

- (1) 受入場所 : 原則として市町村の焼却施設又は産業廃棄物処理施設とする。
- (2) 仮置き等 : 必要な場合は、法律に違反しないよう適切に処理すること。
- (3) 搬出調査等 : 施工に先立ち別紙「建設廃棄物処理実施計画書」を、竣工時に別紙「建設系廃棄物処理実績集計表」を提出すること。
上記によりがたい場合は、監督員と協議するものである。

9. 再生資材の使用について

この工事に使用する下記の資材については、再生資材を使用するものとする。

なお、基準・規格については、「建設発生材の再生利用指針」による。

工種	資材名	規格	備考
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

(1) 上記資材については、着工前に監督員に使用願いを提出し、承認を得ること。（土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-19 第 2）

(2) 上記資材については、再生資材使用の搬入証明として、資材購入先の証明を受け監督員に提出するものとする。

10. 建設副産物情報交換システムへの入力について

本工事は建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

11. 施工計画書における取り扱い（土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-5）

- 1) 再生資源利用計画および再生資源利用促進計画について、建設副産物情報交換システムに搭載している建設リサイクル統合データベース（コブリス）により入力し、施工計画書に含めて提出すること。また、実施後は同システムにより実績を入力し、竣工時の技術管理報告書に含めて提出し、工事完了後 1 年間自社で保存すること。（施工計画書・・・計画書、竣工時・・・実施書）

使用する建設資材	対象数量	記載内容
土砂	全 て	<ul style="list-style-type: none"> 建設資材ごとの利用量 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 その他再生資源の利用に関する事項
砕石		
加熱アスファルト混合物		

(参考) 資源有効利用促進法第10条関係省令第8条第1項の対象数量

(土砂 1,000m³以上、砕石 500 t 以上、加熱アスファルト混合物 200 t 以上)

表-2 再生資源利用促進計画

建設発生材	対象数量	記載内容
土砂	全 て	<ul style="list-style-type: none"> 指定副産物の種類ごとの搬出量 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 その他指定副産物に係る再生資源の利用促進に関する事項
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
木材		

(参考) 資源有効利用促進法第18条関係省令第7条第1項の対象数量

(土砂 1,000m³以上、コンクリート塊及び木材の合計重量 200 t 以上)

2) .再生資源利用計画書 (実施書) および再生資源利用促進計画書 (実施書) は、別紙様式-1、2により作成すること。(コブリス入力時に様式は出力される)

12. 事前審査認定アスファルト混合物について

- 1) アスファルト混合物の品質証明は、熊本県建設技術センターの事前審査で認定され、同センターが発行する認定証及び総括表の写しを、工事施工前に提出することで品質証明に代えるものとする。
なお、事前審査では、土木工事共通仕様書に明示されている第1編 3-6-2 アスファルト舗装の材料、3-6-5 アスファルト舗装工、3-6-6 コンクリート舗装工、第6編 2-3-2 材料における材料及び土木工事施工管理基準におけるアスファルト混合物の確認試験 (一部を除く) が実施される。
- 2) 事前審査によらないアスファルト混合物の使用については、従来どおり「土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準」によるものとする。

13. 安全・訓練等の実施に関すること。

- 1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

記

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底

- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

- 2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
- 3) 安全・訓練等の実施状況報告
安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。
また、別紙「安全・訓練等の実施状況報告書」も併せて提出するものとする。
- 4) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策についての研修
車両系建設機械の用途外使用に関する安全・訓練等の研修を実施すること。

14. 建設工事事故防止のための重点対策の実施について

- 1) 菊池市役所が発注する工事においては、以下に掲げる事故防止重点対策を実施するものとする。
- 2) 取り組むべき重点項目
 - (1) 足場からの墜落事故防止
 - (2) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止
 - (3) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止

15. 土木工事現場における事故防止対策について

工事現場及びその周辺等においては、常に事故防止対策を実施すること。また、各種事故防止研修会等への積極的参加並びに工事現場及び会社内においても事故防止に対する指導を強化すること。
また事故防止の観点から、本工事の請負者は土木工事の安全に関する各種法令や、土木工事安全施工技術指針などの各種指針などを遵守し、作業員だけでなく部外者も含めた事故防止対策を講ずること。その対策については施工計画書で提出し、実施工においてはその計画どおりの対策を実施することを義務とする。

16. 工事支障物件等

- 1) 占用物件
 - a. 工事着手前にNTTケーブル（光ケーブルを含む）、電力管、下水道管等の埋設物及び電力線及び電話線等架空占用物件の有無を各施設管理者に確認すること。また、工事の支障になる場合は、施工方法等について各施設管理者と協議すること。

17. 環境配慮への取組みについて

1) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合、建設省制定「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省径機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査、証明事業、或いはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置）とすることで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行うものとする。

ただし、「これにより難い場合」には、監督員と協議するものとする。使用機械が排出ガス未対策型建設機械を使用することにより、積算価格に変更が生じる場合には設計変更を行うものとする。

- * バックホウ、トラクターショベル（車輪式）、ブルドーザー、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ホイールクレーンでディーゼルエンジン（出力7.5w以上560Kw以下）を搭載した建設機械に限る。

2) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、生活環境を保全する必要がある場合には、低騒音型建設機械を使用することとする。

3) 地球温暖化防止対策のため建設工事におけるCO2排出規制の取組みの一つとして、建設機械等のアイドリングストップの推進を行う。つきましては、本工事に於いても建設機械等のアイドリングストップに努め、その点検を行い、別紙「アイドリングストップの点検記録票」を提出すること。

4) 過積載車両の通行は、安全かつ円滑な交通の妨げになっていないばかりでなく、橋梁・舗装等の道路構造物や沿道環境に対して悪影響を及ぼします。このことから、建設工事現場から過積載ダンプトラック等を排除し交通安全を実現するために、別紙「ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項」を踏まえ現場管理を行うこと。

18. 電子納品に関する留意事項

- 1) 電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、熊本県ガイドライン）によるものとする。
- 2) 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもので、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に加算し、設計変更で対応する。

20. 工事標示板

1) 工事標示板に表示する工事期間について、実際に現地で工事に着手する（測量等準備期間を除く）工事期間を明示すること。（契約工期としない）

工事契約後の着工届、工程表提出時に標識設置届を添付する必要は無い。設置後速やかに監督員に提出すること。

2) 請負金額20,000千円以上の工事に使用する工事表示板は、別添「木製工事標示板参考図」に示す形状、寸法及び材質とする。ただし、これにより難しい場合は別途監督員と協議すること。

21. 道路工事現場における標示施設等の設置基準について

土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-37交通安全管理第3項の「道路工事現場における標示施設等の設置基準」は、国土交通省道路局長通知（平成18年3月31日付け国道利第37号）によるものとする。

22. 粒調砕石等試験機関指定及び試験成績表の有効期間について

工事材料に新材の粒調砕石とクラッシュラン及び栗石のいずれかを使用する場合は、熊本県内試験機関での報告書（1年有効期間内のもの）を提出し、材料承認を受けること。

23. 工事カルテ作成・登録について

1) 受注登録

請負者は、受注時において工事請負金額が500万円以上の工事について、受注時の工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、契約後10日以内に工事実績情報サービス（CORINS）に受注登録を行わなければならない。

2) 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、請負者は変更があった日から10日以内に変更登録を行わなければならない。
なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- (1) 工期の変更
- (2) 技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）の変更
- (3) 金額の変更があった場合で、変更請負金額が2,500万円を跨いでの変更（例えば2,400万円から2,600万円へ、又2,600万円から2,400万円への変更）

3) 竣工登録

工事請負金額が2,500万円以上の場合、請負者は工事竣工（工事しゅん工届の提出日）後10日以内に、竣工登録を行わなければならない。

4) 訂正手続き

登録した工事カルテの内容に誤りがあった場合、請負者は適宜、訂正手続きを行わなければならない。

5) 登録書（工事カルテ受領書）の提出

（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。

24. 建設リサイクル法対象工事について

建設リサイクル法対象工事（500万円以上）の場合は、契約に先立ち関係書類を提出しなければならない。

25. 市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

26. 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

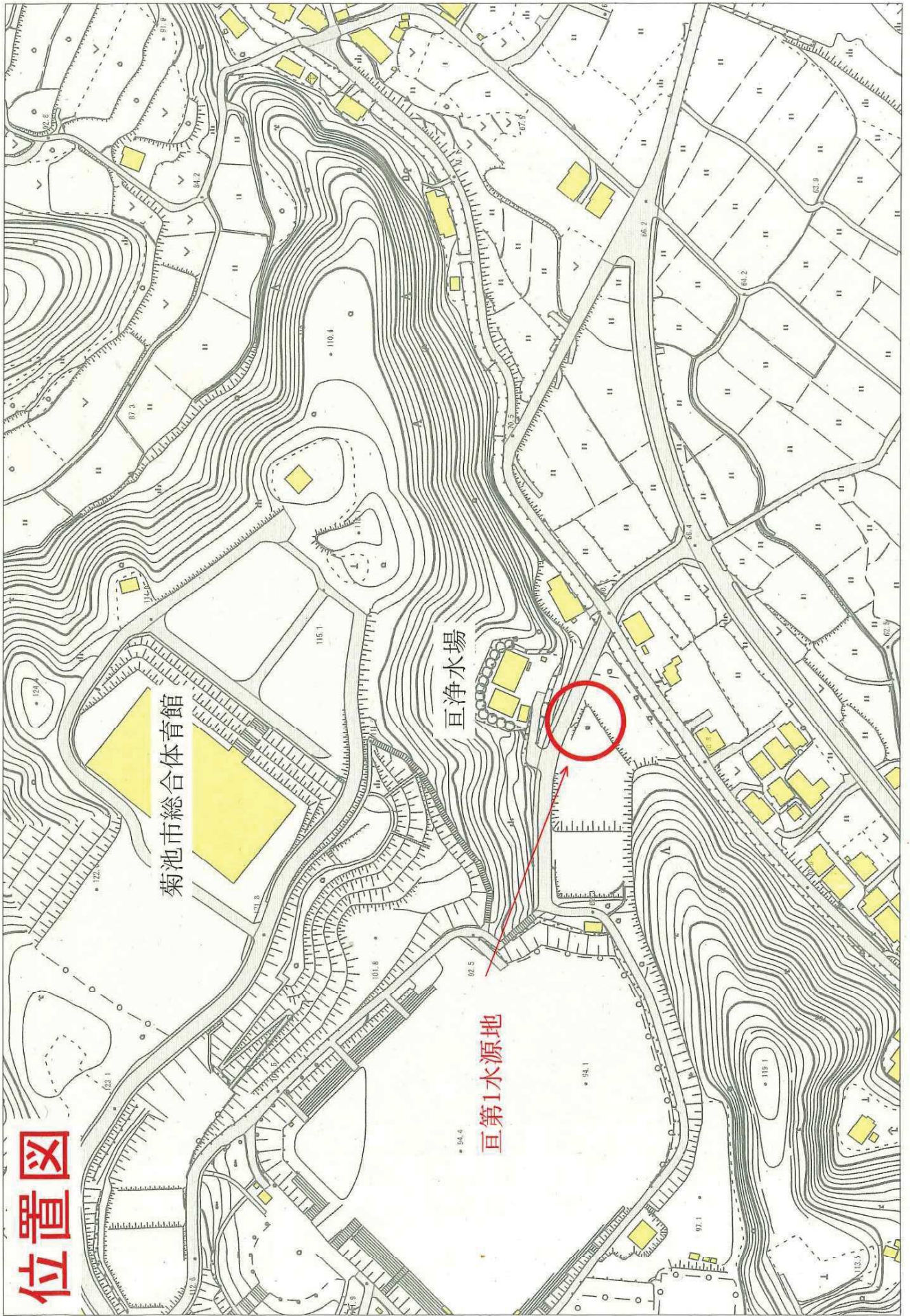
暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。
なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

27. その他

- 1) 建設業法第40条に基づき、工事現場毎に「建設業の許可票」「建設業退職金共済制度摘要事業主工事現場」「労災保険関係」を掲示し、工事中標識設置届に現場掲示写真を貼付し提出すること。
- 2) 工事に先立ち、工事内容・工法・工程及び公害などの防止対策について、よく検討すること。
- 3) 工事中の苦情受付体制を整え、住民からの呼びかけには快く応じ、言動に対しては十分注意し、工事責任者は現場に必ず常駐すること。また、工事に
おける家屋等への被害の処置については、原則として請負業者で責任をもって解決すること。なお、苦情・要望等の内容について監督職員に報告・協議し記録しておくこと。
- 4) 工事現場は常に整理整頓し、労務災害や第三者に対して事故を起こさないように管理を行い、施工区間においては、締切式バリケード及び転落防止ネット等を常備して事故防止に努めること。
- 5) 本工事においては、周辺構造物の取合いなど技術上、外観上、当然施工すべきことは勿論の事、些細部分で一々明記していない事項といえども、自然的工事には全て良心的に完全施工をすること。
- 6) 監督職員との報告・協議等は、書面により行うこととする。また、施工計画書に「報告・協議は書面で行う」旨を記載すること。
- 7) 本工事において使用する資材等については亘浄水場内については盗難や事故の生じないよう管理を行うこと。また工事期間中、亘浄水場入口の鍵を貸与するが紛失しないよう注意し、紛失した場合は直ちに監督員にその旨申し出ること。
- 8) 亘第1水源地在が菊池総合運動公園駐車場内にあることを考慮し、公園管理者(菊池市役所 都市整備課)から指示があった場合は、その指示に従うこと。

位置図



本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
構造物工事(浄水場等)01	1	式				
ケーシング破損修復 内挿管挿入	1	式			明 1 号	
揚水機設置・テスト揚水 新規ポンプ	1	式			明 2 号	
材料費	1	式			明 3 号	
報告書作成	1	式			明 4 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
運搬費	2	回				
準備費	1	式				
準備費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
安全費	1	式				
安全費		%				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

令和5年度 亘第1水源地整備工事

【第1号 明細書】

ケーシング破損修復 内挿管挿入

I 式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
溶接挿入準備 200mまで 所要日数1日	1	式			明 5 号	
溶接挿入 250A 100mまで 所要日数1日	1	式			明 6 号	
材料費	1	式			明 7 号	
消耗材料・動力費	1	式			明 8 号	
計						

【 第 3 号 明細書 】

材料費

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
深井戸水中ポンプ 80A×11kW×200V	1	基				
水中ケーブル 8.0SQ×45m L=90m 45m×2本	90	m				
水中電極 電極棒 停止×1本 復帰×1本	2	本				
水中電極 ケーブル L=100m 50m×2本	85	m				
フロースリーブ SUS80A×11kW用	1	個				
揚水管 SUS304 - 80A×4000mm	10	本				
井戸蓋 SUS80A	1	枚				
バルブセット ナイロンコーティング80A	1	式				
連成計 面径75mm	2	枚				
連成計 連成計取付部品セット 28K	1	式				
異径管 SUS777ｼﾝｸﾞ 200A×80A	1	式				
計						

【第 4 号 明細書】
報告書作成

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
人件費	1	式			明 12 号	
写真費	1	式			明 13 号	
印刷製本費	1	式			明 14 号	
計						

【 第 5 号 明細書 】

溶接挿入準備 200mまで 所要日数1日

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
技師B		人				
さく井主任		人				
さく井技士		人				
さく井工		人				
溶接工		人				
計						

【 第 6 号 明細書 】

溶接挿入 250A 100mまで 所要日数1日

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
技師B		人				
さく井主任		人				
さく井技士		人				
さく井工		人				
溶接工		人				
計						

【 第 7 号 明細書 】

材料費

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
ケーシングパイプ SGP 250A	8	本				
スクリーンパイプ 巻線スクリーン 250A × 5.5m/本	3	本				
ソールプレート (底蓋) 250A	1	枚				
計						

令和5年度 亘第1水源地整備工事

【 第 8 号 明細書 】

消耗材料・動力費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
溶接棒 0.08kg/m × 58m	4.64	kg				
その他雑品 ケーシング材料費×1%×(準備+挿入準備)		日				
動力費 50KVA 67.10/日 × 2日(準備+挿入日数)		1				
計						

令和5年度 亘第1水源地整備工事

【 第 9 号 明細書 】

人件費

I 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
さく井主任		人				
さく井技士		人				
さく井工		人				
電工		人				
計						

【 第 10 号 明細書 】

消耗品費

I 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
消耗品費 上記人件費計×2%		%				
計						

【 第 11 号 明細書 】

クレーンチャーター費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
37トンクレーン 10t オペレーター付き 燃料込み		日				
計						

【 第 12 号 明細書 】

人件費

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
主任技師		人				
技師A		人				
技師B		人				
計						

【 第 13 号 明細書 】

写真費

I 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
写真費	1	式				
計						

【 第 14 号 明細書 】

印刷製本費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
印刷製本費	3	枚				
計						